



佐賀県 弁護士会便り

第096号
R1/7/1 発行

イベント その1

佐賀県専門士業団体連絡協議会による **合同無料相談会**

佐賀県内の8つの専門士業(弁護士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、中小企業診断士)で構成された佐賀県専門士業団体連絡協議会による合同無料相談会を開催します。

今年から、それぞれの専門分野を横断して、相談者のお悩みにお答えできるよう、一つのご相談につき、コンシェルジュ役の専門家が聴き取りを行い、必要に応じて複数の専門家で相談対応いたします。どこに相談していいかわからないというお悩みにも広く対応いたしますので、ぜひこの機会をご利用ください。

日時 7月6日(土) 10:00~15:00 (最終受付 14:30)

場所 佐賀県弁護士会館(佐賀市中の小路7-19)

問合せ TEL 0952-24-3411

予約不要
先着順



その2

冤罪を考へる - 「飯塚事件」を題材に -

日本弁護士連合会
第62回人権擁護大会
プレシンポジウム

日時 7月27日(土)
13:30~17:00

・徳田靖之弁護士(飯塚事件弁護団)による基調講演
「飯塚事件再審の現状と今後」

場所 佐賀県弁護士会館
(佐賀市中の小路7-19)

・本田克也教授(筑波大学、飯塚事件鑑定人)による特別講演
「血液型・DNA鑑定は科学的な証拠たり得るか」

問合せ TEL 0952-24-3411

その他、基調報告やパネルディスカッションを予定。

お知らせ

全件勾留阻止(準抗告)運動

皆さん、「勾留」(こうりゅう)という言葉をご存知ですか?

これは、犯罪を行ったと疑われている人が、警察から逮捕されたのち、逃げてしまったり、証拠を隠してしまう可能性がある場合に、一時的に拘束されてしまうという制度です。

勾留は、身体を自由を奪うものであるため、本来、勾留をすべきかどうかの判断は慎重に行われなければなりません。しかし、今の日本においては、検察官が勾留を請求した場合、裁判官による十分な検討がなされないままに請求が認められ、本来は勾留が不要な事案についても身柄拘束が行われてしまっています。

また、「人質司法」(ひとじちしほう)と表現されるように、この身柄拘束を利用して罪を認めさせる捜査が行われることもあり、勾留という制度が自白をさせる手段として使われている側面もあります。

我々、佐賀県弁護士会は、このような事態を非常に問題視しており、平成30年6月1日から同年8月末日まで全件勾留阻止(準抗告)運動を実施したところ、大きな成果をあげることが出来ました。

もっとも、一度きりの運動として終わるのでは意味がありません。

検察官に対しては勾留請求をすべきか、裁判官に対しては勾留を認めるべきかについての慎重な判断を引き続き求めていくことこそが、不必要な勾留の撲滅につながるのです。

そのため、今年も昨年以上の運動をおこなって参ります。

市民の皆様には、今日の日本における刑事司法の実情を知ったうえで、

我々佐賀県弁護士会の全件勾留阻止(準抗告)運動の実施につき、ご理解いただければ幸いです。

